



監 査 結 果 報 告 書

宝 監 第 2 0 号

令和 7 年 (2025 年) 4 月 2 1 日

宝塚市長 森 臨 太 郎 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久

同 本 田 裕 一

同 村 松 あんな

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について (報告)

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社

市立地域利用施設 6 施設

市立共同利用施設 2 4 施設

中山台コミュニティ

末成町自治会

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社

第1 監査の種類

出資団体監査、公の施設の指定管理者監査及び財政援助団体監査

第2 監査の対象

公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社（以下「スポーツ公社」という。）における主に令和5年度の出資団体監査、公の施設の指定管理者監査及び財政援助に係る出納その他の事務の執行

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 基本財産及び特定資産の額 | 243,816,340円 |
| 出資比率 | 100% |

2 公の施設の指定管理の状況

- (1) 宝塚市立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）及び宝塚市立末広体育館
- | | |
|-------|--------------|
| 指定管理料 | 88,767,626 円 |
|-------|--------------|

3 財政的援助の状況

- (1) 物価高騰等対策指定管理者継続支援金 4,934,000 円

第3 監査の期間

事務局監査 令和7年1月17日から令和7年3月21日まで
監査委員監査 令和7年3月21日

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第5 監査の結果

スポーツ公社における市の出資、公の施設の指定管理及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

1 特定資産の取崩しについて

特定資産は、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産であり、スポーツ公社では市からの出資金3億200万円のうち1億円を基本財産、2億200万円を特定資産としていましたが、令和元年度から令和4年度において、照明設備の設置・更新や赤字補てん等の財源として取崩しを行っていました。そのため令和6年3月末時点の特定資産は約1億4,381万円に減少しています。また、令和6年度においても赤字補てんとして200万円の取崩しを行っています。

特定資産の活用に際しては、スポーツ公社は市と事前に協議を行い、市の合意を得る必要がある旨の覚書を締結していますが、スポーツ公社では貸借対照表上特定資産と区分しながらも、実際には使途、保有又は運用方法等に制約を設けていないため、特定の目的以外にも取崩しができる状態となっています。日本公認会計士協会策定の公益法人会計基準に関する実務指針では、特定資産を設定する際は、目的、積立方法、取崩しの要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することが望ましいとされていることから、市の出資金を財源とする特定資産の適切な運用のため、取扱要領の作成は必要であり、当初は市が出資金として支出していることから、赤字補てんではなく固定資産等として将来的にも残る内容とすることが望ましいと考えます。赤字補てんに至る厳しい経営状況を踏まえ、経営改善に向けた中期経営計画を早期に策定するとともに、中期経営計画と整合し、かつ、スポーツ公社の将来にわたる運営に有効活用されるような取扱要領を作成してください。

また、特定資産の取崩しの合意について、市の最終意思決定者は、社会教育部長となっていました。宝塚市職務権限規程では「投資及び出資金」に関することは市長権限であると規定しており、特定資産の取崩しに伴い市が出資した財産が実質的に減少していることから、市長が最終意思決定者であると考えます。スポーツ振興課においては、取崩しの合意に係る最終意思決定者について整理を行ってください。

2 フットサルイタリアチャレンジ2023in宝塚について

市民がトップアスリートと触れ合う機会を設け、地域活性化を目指すことを目的とす

る指定事業の一環として、フットサルイタリアチャレンジ 2023in 宝塚（以下「イタリアチャレンジ」という。）をフットサルイタリアチャレンジ実行委員会（以下「実行委員会」という。）に委託し実施しています。委託の内容はイタリアプロリーグの選手団の来宝を手配し、その選手団による競技会、イベント、エキシビションマッチの運営を行うものです。150 万円の委託費の財源については、指定管理料から 50 万円、不足分の 100 万円はスポーツ公社が負担しています。

イタリアチャレンジの実施内容を確認したところ、エキシビションマッチを有料観戦試合として実施していますが、実行委員会からの決算報告書には興行収入の記載がありませんでした。また、支出として、選手渡航費の按分後の金額が記載されていますが、イタリアチャレンジ全体の事業費は不明であり、按分方法も記載されていませんでした。委託契約書には委託料の余剰金については返還しなければならない旨の記載があることから、委託料の返還の必要性について、確認すべきであったと考えます。

また、指定事業としてトップアスリートとの交流事業を実施することが定められていますが、スポーツ公社の経営が厳しい中、多額の自己負担をしてまで海外選手を招へいする必要があったのか疑問が残ります。

スポーツ公社においては、今後は事務執行の適正性を確保するとともに、経営状況を踏まえイタリアチャレンジ実施の必要性についても検討を行ってください。

3 バーベキュー施設について

スポーツセンターには、1 サイト当たり 1 時間 300 円で利用できるバーベキュー施設（以下「施設」という。）が設置されています。令和 5 年度の施設利用料収入は 904,800 円である一方、維持管理費は 2,515,040 円となっており、1,610,240 円の赤字が発生しています。なお、維持管理費の主な内容は清掃等の管理運営に係る委託費 220 万円であり、その大部分を占めています。

施設の利用状況についてスポーツ公社に確認したところ、「3 月から 11 月までの土日祝日は継続的な利用があるものの、12 月から 2 月まではほとんど利用者がいない状況である。ピークとなる 8 月の利用率は 50.1%、年間利用率は 26.1%である。」旨の説明があり、施設の利用状況には時期による大きな偏りがあります。

赤字が発生していることに対するスポーツ振興課の見解を確認したところ、「清掃等の管理運営に係る委託について、スポーツセンターの開所時刻と施設利用開始時刻の間や、施設利用終了時刻とスポーツセンターの閉所時刻の間に一定の時間が生じているが、その時間も含め委託業務の対象としていることが赤字発生の原因の一つと認識してお

り、改善の余地がある。」旨の説明がありました。

スポーツ公社においては、12月から2月の利用が少ない時期については施設を閉鎖することや施設の利用日を土日祝日に限定する等、スポーツ振興課と協議の上、赤字解消に取り組んでください。また、スポーツ振興課においては、施設の管理運営上の改善策についてスポーツ公社と丁寧に協議を行うとともに、それでもなお赤字が続くようであれば、今後の施設の在り方について閉鎖も含めた検討をしてください。

第7 補助金等の概要

1 物価高騰等対策指定管理者継続支援金

原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減措置として臨時的に支援するもの。

第8 指定管理の概要

1 宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 令和元年4月1日から令和6年3月31日まで

イ 指定管理料 令和5年度 88,767,626 円

(2) 指定管理施設の概要

ア 宝塚市立スポーツセンター

(ア) 所在地 宝塚市小浜1丁目1番11号

(イ) 構造 鉄筋・鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階建 他

(ウ) 利用時間 午前9時から午後9時まで

12月28日から1月4日までは休み

イ 宝塚市立末広体育館

(ア) 所在地 宝塚市末広町3番77号

(イ) 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地上2階建

(ウ) 利用時間 午前9時から午後9時まで

12月28日から1月4日までは休み

(3) 施設設置の目的

市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため設置しています。

(4) 指定管理者が行う業務

ア 下記事業を遂行する業務

- (ア) 市民のスポーツ及びレクリエーションの場の提供に関すること
- (イ) スポーツに関する市民団体及び指導者の育成に関すること
- (ウ) 市民スポーツ大会及び市民スポーツ教室の計画及び実施に関すること
- (エ) 前号に掲げるもののほか、宝塚市教育委員会が必要があると認める事業

イ 利用許可に関する業務

ウ 利用料金の徴収に関する業務

エ 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

オ 前各号に掲げるもののほか、スポーツ施設の管理に関し委員会が必要があると認める業務

第9 スポーツ公社の概要

1 名称等

- (1) 名称 公益財団法人 宝塚市スポーツ振興公社
- (2) 所在地 宝塚市小浜1丁目1番11号
- (3) 設立日 昭和62年4月1日
- (4) 基本財産及び特定資産の額 243,816,340円

2 目的

スポーツ公社は、スポーツ及びスポーツレクリエーション等に関する事業を行い、宝塚市民の体育・スポーツ等の振興を図ることにより、心身ともに健全な人間形成に寄与することを目的としています。

3 市との関係

- (1) 市出資額
302,000,000円（100％）
- (2) 役員の兼務等
常務理事（市職員）
監事（会計管理者）
評議員（社会教育部長）

4 事業年度

スポーツ公社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとなっています。

５ 経営状況

令和２年度から令和５年度までの比較収支計算書及び比較貸借対照表は、次のとおりです。

比較収支計算書

(単位 円)

科 目	年 度	R2	R3	R4	R5	
		決算額	決算額	決算額	決算額	対前年増減
	基本財産運用収入	110,000	110,000	110,000	110,000	0
	特定資産運用収入	348,732	271,700	258,744	253,000	△ 5,744
	事業収入	51,441,005	55,968,220	91,324,680	86,999,110	△ 4,325,570
	利用料金収入	104,314,217	115,325,745	135,116,195	141,667,415	6,551,220
	指定管理料収入	95,097,469	84,422,218	84,530,000	88,767,626	4,237,626
	受託事業収入	0	0	0	1,535,998	1,535,998
	負担金収入	675,200	249,600	883,600	837,000	△ 46,600
	雑収入	7,137,614	5,122,904	18,338,497	11,855,169	△ 6,483,328
	事業活動収入小計（Ａ）	259,124,237	261,470,387	330,561,716	332,025,318	1,463,602
	管理費支出	253,593,493	249,132,681	273,923,965	278,424,396	4,500,431
	健康・スポーツ教室開催事業費支出	31,947,416	35,497,032	49,727,647	47,090,200	△ 2,637,447
	指導者養成事業費支出	0	2,978	13,160	3,008	△ 10,152
	調査研究等事業費支出	0	0	5,750	2,500	△ 3,250
	スポーツ活動事業費支出	0	600,200	1,060,300	1,500,400	440,100
	市民スポーツ振興事業費支出	2,357,081	1,741,414	4,430,934	5,406,924	975,990
	市民スポーツ振興受託事業費支出	0	0	0	1,535,998	1,535,998
	事業活動支出合計（Ｂ）	287,897,990	286,974,305	329,161,756	333,963,426	4,801,670
	事業活動当期収支差額（Ａ－Ｂ）	△ 28,773,753	△ 25,503,918	1,399,960	△ 1,938,108	△ 3,338,068

比較貸借対照表

(単位 円)

科 目		令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	
					対前年度比較	(D - C)
		決算額 (A)	決算額 (B)	決算額 (C)	決算額 (D)	
資 産 部	現 金 預 金	24,841,039	15,922,130	46,475,730	50,522,295	4,046,565
	受 取 手 形	0	0	0	0	0
	小 口 現 金	30,000	13,403	29,160	23,200	△ 5,960
	未 収 金	12,972,081	5,788,939	13,793,459	4,602,874	△ 9,190,585
	未 収 利 息	111,844	111,844	105,165	105,165	0
	前 払 金	988,900	1,037,890	1,121,340	460,930	△ 660,410
	仮 払 金	1,520,000	1,449,670	1,449,890	1,520,000	70,110
	流 動 資 産 合 計	40,463,864	24,323,876	62,974,744	57,234,464	△ 5,740,280
	投資有価証券・J A	10,000	10,000	10,000	10,000	0
	投資有価証券・東海	99,990,000	99,990,000	99,990,000	99,990,000	0
	基本財産 合 計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0
	特 定 資 産 ・ J A	93,280	93,280	0	0	0
	特 定 資 産 ・ 東 海	109,978,000	109,978,000	109,978,000	109,978,000	0
	特 定 資 産 ・ U F J	50,000,000	20,869,573	0	0	0
	特 定 資 産 ・ み ず ほ	30,000,000	30,000,000	20,000,000	20,000,000	0
	特定資産・サブアリーナLED	3,736,040	3,736,040	3,736,040	3,736,040	0
	特 定 資 産 ・ ThermoXpro	520,410	520,410	520,410	520,410	0
	特定資産・メインアリーナLED	0	7,480,000	7,480,000	7,480,000	0
	特 定 資 産 ・ 多 目 的 GLED	0	8,800,000	8,800,000	8,800,000	0
	特定資産 合 計	194,327,730	181,477,303	150,514,450	150,514,450	0
固 定 資 産 部	減 価 償 却 累 計 額	△ 527,719	△ 2,486,738	△ 4,592,424	△ 6,698,110	△ 2,105,686
	その他固定資産 合 計	△ 527,719	△ 2,486,738	△ 4,592,424	△ 6,698,110	△ 2,105,686
	固 定 資 産 合 計	293,800,011	278,990,565	245,922,026	243,816,340	△ 2,105,686
	合 計	334,263,875	303,314,441	308,896,770	301,050,804	△ 7,845,966
負 債 部	未 払 金	21,311,232	19,113,619	23,586,436	21,262,450	△ 2,323,986
	未 払 費 用	0	0	0	157,002	157,002
	前 受 収 益	21,982,930	20,765,600	22,911,980	21,324,170	△ 1,587,810
	預 かり 諸 税	817,923	823,553	918,805	384,165	△ 534,640
	預 かり 保 険 料	643,336	623,214	621,292	1,200,440	579,148
	仮 受 金	3,000	27,322	330	0	△ 330
	預 かり 金	12,320	12,936	8,756	0	△ 8,756
	流 動 負 債 合 計	44,770,741	41,366,244	48,047,599	44,328,227	△ 3,719,372
正 味 財 産 部	合 計	44,770,741	41,366,244	48,047,599	44,328,227	△ 3,719,372
	指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0
	一般正味財産	189,493,134	161,948,197	160,849,171	156,722,577	△ 4,126,594
負 債 及 び 正 味 財 産 部	正味財産合計	289,493,134	261,948,197	260,849,171	256,722,577	△ 4,126,594
	負債及び正味財産合計	334,263,875	303,314,441	308,896,770	301,050,804	△ 7,845,966

地域利用施設 6 施設の指定管理者
共同利用施設 24 施設の指定管理者
中山台コミュニティ
末成町自治会

第 1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第 2 監査の対象

地域利用施設（6 施設）、共同利用施設（24 施設）、中山台コミュニティセンター及び末成集会所における主に令和 5 年度の公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

第 3 監査の期間

事務局監査 令和 7 年 1 月 1 7 日から令和 7 年 3 月 2 4 日まで

監査委員監査 令和 7 年 3 月 2 1 日、2 4 日

第 4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、監査の対象に係るリスクを考慮しながら、事業計画書及び事業結果報告書、収支予算書及び決算書等のあらかじめ提出された資料と関係諸帳簿等を照合確認するなど、抽出による監査を実施しました。

第 5 監査の結果

抽出した光明会館、長尾南会館、売布会館、中山台コミュニティセンター及び末成集会所における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行については、監査した限りにおいておおむね適正であると認められました。

第 6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 指定管理の概要

1 管理施設一覧

(1) 地域利用施設（西谷会館を除く）

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
美座会館	美座会館管理運営委員会	美座2丁目10番1号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
光明会館	光明会館管理運営委員会	光明町10番24号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
雲雀丘倶楽部	公の施設のよりよい管理運営をめざす市民の会・宝塚	雲雀丘1丁目1番1号	令和3年4月～令和8年3月	1,042,000
南口会館	特定非営利活動法人シニアパワーを 活かす会	南口2丁目14番5-3号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
御殿山会館	御殿山会館管理運営委員会	御殿山2丁目1番81号	令和3年4月～令和8年3月	1,102,000
高松会館	高松町自治会	高松町7番6号	令和3年4月～令和8年3月	390,000

(2) 共同利用施設

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
長尾南会館	丸橋自治会	山本丸橋2丁目1番1号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
安倉会館	安倉自治会	安倉中2丁目2番1号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
小浜会館	小浜自治会	小浜5丁目11番21号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
福井会館	福井・亀井自治会	福井町9番6号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
小林会館	小林会館運営委員会	小林1丁目3番20号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
鹿塩会館	鹿塩自治会	鹿塩1丁目4番36号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
中筋会館	中筋会館運営委員会	中筋3丁目61番地	令和3年4月～令和8年3月	346,000
高司会館	高司会館管理運営委員会	高司2丁目14番6号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
中山寺会館	中山寺自治会	中山寺2丁目6番2号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
美幸会館	美幸町自治会	美幸町9番20号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
山本台会館	山本台自治会	山本台1丁目13番3号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
売布会館	売布小学校区まちづくり協議会	売布1丁目7番1号	令和4年4月～令和8年3月	241,000
川面会館	川面会館管理委員会	川面3丁目12番10号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
松ガ丘会館	松ガ丘会館運営委員会	花屋敷松ガ丘21番22号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
泉町会館	泉町会館運営委員会	泉町10番5号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
旭町会館	旭町会館運営委員会	旭町2丁目22番37号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
仁川会館	仁川会館運営委員会	仁川北3丁目2番3号	令和3年4月～令和8年3月	241,000
伊子志会館	伊子志会館運営委員会	伊子志1丁目6番27号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
御所の前会館	御所の前町自治会	御所の前町7番14号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
米谷会館	米谷会館運営委員会	米谷2丁目17番23号	令和3年4月～令和8年3月	346,000
亀井会館	福井・亀井自治会	亀井町10番17号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
安倉西会館	安倉西会館運営委員会	安倉西2丁目1番3号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
山本野里会館	宝塚市丸橋財産管理組合	山本野里2丁目5番29号	令和3年4月～令和8年3月	136,000
山本会館	山本自治会	山本東2丁目2番1号	令和3年4月～令和8年3月	346,000

(3) 中山台コミュニティセンター

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
中山台コミュニティセンター	中山台コミュニティ	中山桜台5丁目15番2号	令和3年4月～令和8年3月	11,022,000

(4) 末成集会所

施設名	指定管理者	所在地	協定期間	指定管理料 (円)
末成集会所	末成町自治会	末成町37番10号	令和3年4月～令和8年3月	84,000

なお、地域利用施設のうち、西谷会館については令和4年度に監査を実施したため、今回の監査の対象としていません。

2 管理施設の概要

(1) 地域利用施設

ア 施設設置の目的

地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資するため設置しています。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、地域利用施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

(2) 共同利用施設

ア 施設設置の目的

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第6条の規定に基づく共同利用施設を設置しています。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、共同利用施設の管理に関し市長が必要があると認める業務

(3) 中山台コミュニティセンター

ア 施設設置の目的

地域社会における市民の相互交流及び相互扶助並びに主体的な学習、文化活動等を通して自治意識と連帯感を醸成し、快適で住みよい地域社会を形成するため、地域の中核的施設として設置しています。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 地域で活動する組織の連携の促進に関すること、コミュニティの形成を図るための場の提供に関すること及びこれらのほか市長が必要があると認める事業を遂行する業務

(イ) 利用許可に関する業務

(ウ) 利用料金の徴収に関する業務

(エ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(オ) (ア) から (エ) に掲げるもののほか、中山台コミュニティセンターの管理に関し市長が必要があると認める業務

(4) 末成集会所

ア 施設設置の目的

地域社会における福祉の向上を図るため、市民の集い、相互扶助及び学習活動等の用に供する集会施設として設置しています。

イ 指定管理者が行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとしています。

(ア) 利用許可に関する業務

(イ) 利用料金の徴収に関する業務

(ウ) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務

(エ) (ア) から (ウ) に掲げるもののほか、末成集会所の管理に関し市長が必要があると認める業務